

令和7年度第3回 徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月29日（金） 午前9時30分～午前10時9分
場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員)	稻倉委員	段野委員	米澤委員
(労側委員)	川口委員	三木委員	南 委員
(使側委員)	五島委員	中村委員	脇田委員

3 主要議題

- (1) 徳島県最低賃金改正審議について
- (2) その他

4 議事

○段野部会長

ただいまより令和7年度第3回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。
事務局は委員の出席状況等の報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上または各側委員1名以上の出席により成立することとなっております。本日は9名全員の専門部会委員の方が出席しておられますので、本専門部会が成立していることを報告いたします。

また、本専門部会は公開しております。本日は、14名の方が傍聴されております。傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いしたいと思います。

○段野部会長

皆様、改めましておはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひします。
それでは、これより徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めたいと思います。
審議に入ります前に、事務局より報告事項、連絡事項はございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

昨日の第2回の専門部会におきまして、脇田委員より、徳島県内の募集賃金に

ついて、平均値ではなく実態が分かる資料の提出が求められましたので、お手元へ配付の資料1をご用意させていただきました。ご覧いただけたらと思います。

こちらの資料についてでございますけれども、昨日の委員のお求めを踏まえ、事務局にて急ぎ作成した参考資料でございます。

タイトルに県内のパートタイム労働者の求人賃金の下限の状況として、全職業と、職業別の平均値、本年5月分と記載してございます。表のところの紺色で囲った1,126円、こちらのほうは県全体・全職業の下限の平均値を職業別に分解し、下限の平均値が最大の職業は何か、それに次ぐものは何か、最小の職業は何か、を表したもので。左は県全体、右はハローワーク徳島のみの求人ではどうなるかを表したもので、数字は、大きな差はないように見えます。次のページは、他のハローワークの求人ではどうなるか、幾つか表したもので。ご覧のとおり、最大はいずれも専門・技術職ですが、最小には様々な職業が認められる状況です。

説明は以上でございます。

○段野部会長

ありがとうございます。

今の事務局からの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

脇田委員お願いします。

○脇田委員

おはようございます。

今ご報告があった表の中で、2ページにわたって資料を作成いただきましてありがとうございました。ちょっと教えていただきたいんですけども、ちょっとイメージが湧くように、この括弧書きで書いていただいています、例えば販売職とか採掘職とかとあるんですけども、イメージが湧くように、大体どんな業務、どんな業態のところで働いている人なのかみたいなものを教えていただければありがたいんですけども。

○事務局（賃金室長）

販売職におきましては、ハローワークでの募集受付の際の区分で商品の販売職は、販売類職、営業職、こういったものを総称して販売職として取扱いしておりますので、小売とかの店舗の販売員とか、こういった業務をイメージしていただければと思っております。

建設・採掘職につきましては、通常の建設・土木工事業務をお考えいただければと思います。ビルの建設や隧道の掘削等の工事の業務、こういったものに従事する職業です。また、ハローワーク徳島の欄のところに書いてある、「建設・採掘職中、土木作業職」というものについては、土木建設工事業務の内、施工管理

等の技術職ではなく、現場での土木作業、若しくは補助的な作業を行う業務を指しているものとお考えいただければと思います。

○脇田委員

ありがとうございました。

○段野部会長

ありがとうございます。

そのほか、委員の方、よろしいでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○部会長 特段なければ、審議に入りたいと思います。

本日も、前回と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと思います。

前回までの議論について確認をさせていただきます。

労側は、現在の最賃額980円から80円の引上げで1,060円というご意見。使側は、現在の最賃額980円から63円引き上げて1,043円というご意見で終わっていました。第2回専門部会から、何かご意見等の変更はございますでしょうか。川口委員、何かございましたらお願いいいたします。

○川口委員

おはようございます。この後の個別の協議の中で議論したいと思っています。

○段野部会長

ありがとうございます。脇田委員、何か変更などございますでしょうか。

○脇田委員

特にないんですけども、労使でちょっと協議をさせていただければありがたいなと思っています。

○段野部会長

ありがとうございます。では、個別協議に関しましては、労使でスタートさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、労使の委員の方は5階の会議室のほうへご移動お願いいいたします。

また、公益委員は地下の委員の控室がございますので、そちらのほうにご移動お願いいします。

〔労使で二者協議〕

○段野部会長

それでは、審議を再開いたします。

労使の委員の皆様、協議の結果はいかがでしょうか。

では、労側委員、川口委員よろしくお願ひします。

○川口委員

二者協議の中で、まず昨日、私ども80円の提示をさせていただきましたけれども、徳島県が中位というふうなことからすると、過年度の最賃額平均が1,055円ということで、一回75円というような金額を提示させていただいて協議をしました。

使用者側が、目安の63円ということだったので、改めて昨年の全国の最賃の中位が984円だったんですけれども、中位より上というようなことからすると、985円なので、そのプラス5円で再度提示をしたんですけれども、そこはまとまりませんで、協議をした中で、双方が持ち帰って再度検討するというふうな結論に、今日のところはなりました。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、労側代表の川口委員より、目安63円のプラス5円の68円ということですね。ありがとうございます。

では、使側のほうはいかがでしょうか。

○脇田委員

今、川口委員のほうから報告していただいたとおりの中身で、我々のほうも再度持ち帰って検討したいということでお願いしたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、使側のご意見としましては、目安63円の0円のプラスということで、63円の現状維持ということですね。ありがとうございます。

では、まとめさせていただきます。

労側は、目安額に5円を加えました68円引き上げて1,048円というご意見。使側は、目安額どおり63円引き上げまして1,043円というご意見となっております。

今後のご意見につきましては、継続の審議として持ち帰っていただくという

ことで進めさせていただきます。

それでは、本日は結論がまとまりませんでしたので、再度、審議を行いたいと思いますけれども、次回の専門部会の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

次回の地賃専門部会につきましては、来週の月曜日9月1日の午前9時開始を予定しております。場所はこの会議室、徳島地方合同庁舎6階会議室となっておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、同日は、午前11時から第5回本審の開催も予定されております。

次回の専門部会におきまして、全会一致で決議された場合につきましては、第2回本審で決議されましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の決議をもって本審決議とし、その後開催される第5回本審において、そのまま答申が行われるということになります。

また、次回の専門部会におきまして、採決により結審した場合につきましては、第5回本審において専門部会報告を行い、本審においても採決を行うこととなります。

また、次回の専門部会で採決にも至らなかつた場合ですが、その場合でも本審は開催し、継続審議となる旨の専門部会報告を行うこととなり、併せて今後の専門部会開催日の日程につきましても調整をしていただくというような予定としております。

以上です。

○段野部会長

事務局より説明がありましたように、来週の月曜日は専門部会及び本審の開催が予定されております。

それでは、本日はこれで終了といたします。皆様、ご審議ありがとうございました。